



平成27年度から

介護保険制度が変わりました

介護保険制度は、高齢者を社会全体で支えていく社会保障制度です

★介護いきがい課 ☎ 1719

★市民福祉課 ☎ 1333

4月から

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所基準が原則要介護3以上になりました

すでに入所している人や、やむを得ない事情が認められた場合は特例として入所できます。

○介護保険サービスの利用者負担金額が変わりました

詳しくはご利用の介護事業所にお問い合わせください。

○介護保険施設等の多床室（4人以下の相部屋タイプの居室）の料金が変わりました

特別養護老人ホームやショートステイ等利用時の多床室の基準費用額が320円から370円になりました。

8月から

○要支援・要介護の認定を受けた人全員に介護保険負担割合証が発行されます

一定以上の所得がある人は利用者負担が2割になります

＜対象者＞本人の合計所得金額が160万円以上で、

同一世帯の65歳以上の人の年金収入+その他の合計所得金額が

・単身世帯：280万円以上の人

・2人以上世帯：346万円以上の人

※生活保護者と市民税非課税者は1割負担です。



○高額介護サービス費の上限額が変更されます

同じ月の利用者負担金額が限度額を超えたとき、申請により差額分が「高額介護サービス費」として支給されます。その限度額の一部が月額37,200円から44,400円に変更されます。

＜対象者＞本人を含む同世帯内に、65歳以上で課税所得145万円以上の人

同一世帯の65歳以上の人の年金収入+その他の合計所得金額が

・単身世帯：383万円以上の人

・2人以上世帯：520万円以上の人

○施設サービス利用時の食費・居住費の軽減についての支給基準が変わります

居住費と食費は原則自己負担ですが、低所得の人（市民税非課税世帯）には、申請により負担を軽減する補足給付があります。この補足給付について、市民税非課税世帯でも一定以上の預貯金などの資産がある場合は、給付の対象外となります。（※非課税年金である遺族年金・障害年金も勘案されるようになります。）

利用者負担金助成制度、負担限度額認定の申請（更新）を忘れずに

申請月分から対象になります。制度を利用したい人は、事前に受給資格の認定を受けてください。

①介護保険利用者負担金助成制度

居宅サービスを利用した場合、利用者負担金の一部を助成する制度です。

現在利用している人の有効期限は6月末です。継続する場合は、再度手続きをしてください。

対象 介護認定を受けていて、平成27年4月1日時点で次の要件を満たす人（生活保護受給者を除く）
・平成27年度の市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している人
・利用者負担金の2分の1を助成
・平成27年度の市民税が世帯全員非課税の人
利用者負担金の4分の1を助成

用意 対象者名義の通帳、印鑑（朱肉を使うもの）

※なお、左記は対象になりません。
・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）サービス
・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）サービス
・別の減額制度等により、利用者負担金が減額になっているもの

介護保険料が改定されました

- 基準額が月額5,000円に、所得段階区分が14段階になりました。
- 介護保険料は、前年の所得（収入）により決まります（下表参照）。

【第1号被保険者（65歳以上）介護保険料（平成27年度～29年度）】

所得段階	基 準	保 険 料		
		率	月額(円)	年額(円)
1	・生活保護を受けている ・高齢福祉年金を受けていて、市民税非課税世帯 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	0.50	2,500	30,000
2	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下	0.75	3,750	45,000
3	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える	0.75	3,750	45,000
4	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	0.90	4,500	54,000
5	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える	1.00	5,000 (基準額)	60,000
6	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	1.20	6,000	72,000
7	〃 前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満	1.30	6,500	78,000
8	〃 前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満	1.50	7,500	90,000
9	〃 前年の合計所得金額が290万円以上300万円未満	1.50	7,500	90,000
10	〃 前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.60	8,000	96,000
11	〃 前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.70	8,500	102,000
12	〃 前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満	1.80	9,000	108,000
13	〃 前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満	1.90	9,500	114,000
14	〃 前年の合計所得金額が800万円以上	2.00	10,000	120,000

保険料決定通知を送付します

- 納付書で納入する普通徴収の人、年金から差し引きする特別徴収の人ともに**7月中旬**に送付します。

②介護保険負担限度額認定

介護保険で施設サービスや短期入所（ショートステイ）を利用した場合に、居住費や食費の負担が軽減される制度です。

現在利用している人の**有効期限は7月末**です。継続する場合は、再度手続きをしてください。

対象 介護認定を受けていて、次の要件を満たす人

- ・平成27年度の市民税について、別世帯の配偶者（事実婚の配偶者含む）及び世帯全員が非課税の人
- ・預貯金等が単身の場合1,000万円以下、夫婦の場合は2,000万円以下の人

用意

- ・平成26年度の介護保険負担限度額認定証
- ・預貯金通帳の写し（申請日にできるだけ近い時点のもの）
- ・価格評価が容易なもの（有価証券、投資信託等）については資産評価を確認できる書類（入手が容易なものに限る）
- ・印鑑（朱肉を使うもの）

①②共通

受付 6月22日(月)～7月31日(金)（土・日・休日を除く）

受付場所 介護いきがい課（市役所1階、市民福祉課（総合支所））